

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和5年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考
土木工事標準仕様書 （令和4年4月） p.22	1. 2. 3 準備作	受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。 なお、準備作業に関する経過報告書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。	1. 2. 3 準備作業	受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。 なお、準備作業に関する経過報告書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。	体裁の修正（脱字）
土木工事標準仕様書 （令和4年4月） p.77	3. 4. 5 現場練りコンクリート	(4) 材料の計量及び練り混ぜ ア 計量装置については、次の事項に注意しなければならない。 (7) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものとする。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、 <b>施工計画書</b> へ記載しなければならない。 また、練り混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。  イ 材料の計量については、次の事項によらなければならない。 (7) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。 また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の <b>表面水率試験方法</b> ）、・・・	3. 4. 5 現場練りコンクリート	(4) 材料の計量及び練り混ぜ ア 計量装置については、次の事項に注意しなければならない。 (7) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものとする。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、 <b>施工計画書</b> へ記載しなければならない。 また、練り混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。  イ 材料の計量については、次の事項によらなければならない。 (7) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。 また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の <b>表面水率試験方法</b> ）、・・・	体裁の修正（余分なスペース）

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和5年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考						
土木工事標準仕様書 （令和4年4月） p.183	<b>4. 20. 6</b> <b>鋼材の塗装</b>	(1) 鋼材の塗装 受注者は、鋼製品については原則として塗装するものとし、あらかじめ錆等の付着物をブラシ等で除去しなければならない。 なお、構造が複雑な部分は、適応する工具を使用して塗装しなければならない。 (2) その他 受注者は、塗装に際し、特に指定する場合を除き、付図-4「構造標準図」によらなければならない。	<b>4. 20. 6</b> <b>鋼材の塗装</b>	(1) 鋼材の塗装 受注者は、鋼製品については原則として塗装するものとし、あらかじめ錆等の付着物をブラシ等で除去しなければならない。 なお、構造が複雑な部分は、適応する工具を使用して塗装しなければならない。 (2) その他 受注者は、塗装に際し、特に指定する場合を除き、 <b>腐食や水滴飛散など設置環境を考慮の上、下記によらなければならない。</b> <table border="1" data-bbox="1323 459 1951 855"> <tr> <td data-bbox="1323 459 1473 560">                             橋梁に類するもの                              （杵金物含む）                         </td> <td data-bbox="1473 459 1951 560">                             ・東京都 土木工事標準仕様書                              ・日本道路協会 鋼道路橋防食便覧                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 560 1473 788">                             建築に類するもの                              （階段、手摺等）                         </td> <td data-bbox="1473 560 1951 788">                             ・下水道局 建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）                              ・東京都 建築工事標準仕様書                              ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）                              ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 788 1473 855">                             機械電気設備に類するもの                         </td> <td data-bbox="1473 788 1951 855">                             ・下水道局 設備工事標準仕様書                         </td> </tr> </table>	橋梁に類するもの （杵金物含む）	・東京都 土木工事標準仕様書 ・日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	建築に類するもの （階段、手摺等）	・下水道局 建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） ・東京都 建築工事標準仕様書 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	機械電気設備に類するもの	・下水道局 設備工事標準仕様書	塗装に関する参照先の修正
橋梁に類するもの （杵金物含む）	・東京都 土木工事標準仕様書 ・日本道路協会 鋼道路橋防食便覧										
建築に類するもの （階段、手摺等）	・下水道局 建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） ・東京都 建築工事標準仕様書 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）										
機械電気設備に類するもの	・下水道局 設備工事標準仕様書										
土木工事標準仕様書 （令和4年4月） p.350	<b>附則-17 管路再構築情報明示板仕様</b>	本仕様は、管路再構築工事に適用する。 1 明示板は、以下のとおりとする。 (1) 材質は、アルミニウム合金（JIS H 4000）とする。 (2) 明示板の寸法は、170mm×140mmとする。 (3) 明示板の厚さは、1mmとする。 (4) 文字は、エッチング文字（凹）とする。 (5) 設置箇所は、施工上、安全に設置できる箇所及び高さとし、側壁の下流管側を基本とする。 ※特殊人孔においては、必ずしも管きよが接続する側壁（部屋又は階）である必要は無い。 (6) 取付方法は明示板の周囲4箇所をアンカ止めとする。ビス及びアンカの材質はSUS304とする。 (7) 管きよの材料・記号、整備対策別の記号は、表-1及び表-2により記入する。 (8) 明示板の設置は、再構築工事区域内の既設活用人孔（MA）も対象とする。	<b>附則-17 管路再構築情報明示板仕様</b>	本仕様は、管路再構築工事に適用する。 1 明示板は、以下のとおりとする。 (1) 材質は、アルミニウム合金（JIS H 4000）とする。 (2) 明示板の寸法は、170mm×140mmとする。 (3) 明示板の厚さは、1mmとする。 (4) 文字は、エッチング文字（凹）とする。 (5) 設置箇所は、施工上、安全に設置できる箇所及び高さとし、側壁の下流管側を基本とする。 ※特殊人孔においては、必ずしも管きよが接続する側壁（部屋又は階）である必要は無い。 (6) 取付方法は明示板の周囲4箇所をアンカ止めとする。ビス及びアンカの材質はSUS304とする。 (7) 管きよの材料・記号、整備対策別の記号は、表-1及び表-2により記入する。 (8) 明示板の設置は、再構築工事区域内の既設活用人孔（MA）も対象とする。 (9) 完了年度欄には、設計変更等を反映した最終的な完了年度を記載する。	記載事項の明確化						

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和5年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																																																																																																																										
土木工事標準仕様書 （令和4年4月） p.351	<table border="1" data-bbox="232 528 1093 1094"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="239 533 427 587">附則-17 管路再構築情報明示板仕様</td> <td colspan="4" data-bbox="434 533 1086 587">表-1 管きよの材料及び記号</td> </tr> <tr> <th data-bbox="450 603 701 639">材 料 名</th> <th data-bbox="701 603 763 639">記 号</th> <th data-bbox="763 603 1014 639">材 料 名</th> <th data-bbox="1014 603 1079 639">記 号</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 644 701 681">下水道用陶管</td> <td data-bbox="701 644 763 681">R-2</td> <td data-bbox="763 644 1014 681">下水道用高剛性硬質塩化ビニル管</td> <td data-bbox="1014 644 1079 681">K-5</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 686 701 740">下水道用陶製卵形管</td> <td data-bbox="701 686 763 740">R-1</td> <td data-bbox="763 686 1014 740">下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管</td> <td data-bbox="1014 686 1079 740">K-4</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 745 701 782">下水道用推進工法用陶管</td> <td data-bbox="701 745 763 782">R-3</td> <td data-bbox="763 745 1014 782">下水道用強化プラスチック複合管</td> <td data-bbox="1014 745 1079 782">K-2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 786 701 823">下水道推進工法用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="701 786 763 823">A-2</td> <td data-bbox="763 786 1014 823">シールド工用コンクリートセグメント</td> <td data-bbox="1014 786 1079 823">A-4</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 828 701 865">下水道用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="701 828 763 865">A-1</td> <td data-bbox="763 828 1014 865">シールド工用鋼製セグメント</td> <td data-bbox="1014 828 1079 865">A-3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 869 701 906">下水道用鉄筋コンクリート卵形管</td> <td data-bbox="701 869 763 906">A-6</td> <td data-bbox="763 869 1014 906">下水道用硬質塩化ビニル管</td> <td data-bbox="1014 869 1079 906">K-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 911 701 965">下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="701 911 763 965">A-5</td> <td data-bbox="763 911 1014 965">下水道用硬質塩化ビニル卵形管</td> <td data-bbox="1014 911 1079 965">K-3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 970 701 1007">更生管（製管工法）</td> <td data-bbox="701 970 763 1007">B-1</td> <td data-bbox="763 970 1014 1007">更生管（反転・形成工法）</td> <td data-bbox="1014 970 1079 1007">B-2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1011 701 1048">ボックスカルバート</td> <td data-bbox="701 1011 763 1048">Z</td> <td data-bbox="763 1011 1014 1048">馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）</td> <td data-bbox="1014 1011 1079 1048">X-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	附則-17 管路再構築情報明示板仕様		表-1 管きよの材料及び記号				材 料 名	記 号	材 料 名	記 号			下水道用陶管	R-2	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K-5			下水道用陶製卵形管	R-1	下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管	K-4			下水道用推進工法用陶管	R-3	下水道用強化プラスチック複合管	K-2			下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	A-2	シールド工用コンクリートセグメント	A-4			下水道用鉄筋コンクリート管	A-1	シールド工用鋼製セグメント	A-3			下水道用鉄筋コンクリート卵形管	A-6	下水道用硬質塩化ビニル管	K-1			下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A-5	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	K-3			更生管（製管工法）	B-1	更生管（反転・形成工法）	B-2			ボックスカルバート	Z	馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）	X-1			<table border="1" data-bbox="1106 528 1966 1094"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1113 533 1301 587">附則-17 管路再構築情報明示板仕様</td> <td colspan="4" data-bbox="1308 533 1960 587">表-1 管きよの材料及び記号</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1323 603 1574 639">材 料 名</th> <th data-bbox="1574 603 1637 639">記 号</th> <th data-bbox="1637 603 1888 639">材 料 名</th> <th data-bbox="1888 603 1953 639">記 号</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 644 1574 681">下水道用陶管</td> <td data-bbox="1574 644 1637 681">R-2</td> <td data-bbox="1637 644 1888 681">下水道用高剛性硬質塩化ビニル管</td> <td data-bbox="1888 644 1953 681">K-5</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 686 1574 740">下水道用陶製卵形管</td> <td data-bbox="1574 686 1637 740">R-1</td> <td data-bbox="1637 686 1888 740">下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管</td> <td data-bbox="1888 686 1953 740">K-4</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 745 1574 782">下水道用推進工法用陶管</td> <td data-bbox="1574 745 1637 782">R-3</td> <td data-bbox="1637 745 1888 782">下水道用強化プラスチック複合管</td> <td data-bbox="1888 745 1953 782">K-2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 786 1574 823">下水道推進工法用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="1574 786 1637 823">A-2</td> <td data-bbox="1637 786 1888 823">シールド工用コンクリートセグメント</td> <td data-bbox="1888 786 1953 823">A-4</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 828 1574 865">下水道用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="1574 828 1637 865">A-1</td> <td data-bbox="1637 828 1888 865">シールド工用鋼製セグメント</td> <td data-bbox="1888 828 1953 865">A-3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 869 1574 906">下水道用鉄筋コンクリート卵形管</td> <td data-bbox="1574 869 1637 906">A-6</td> <td data-bbox="1637 869 1888 906">下水道用硬質塩化ビニル管</td> <td data-bbox="1888 869 1953 906">K-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 911 1574 965">下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管</td> <td data-bbox="1574 911 1637 965">A-5</td> <td data-bbox="1637 911 1888 965">下水道用硬質塩化ビニル卵形管</td> <td data-bbox="1888 911 1953 965">K-3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 970 1574 1007">更生管（製管工法）</td> <td data-bbox="1574 970 1637 1007">B-1</td> <td data-bbox="1637 970 1888 1007">更生管（反転・形成工法）</td> <td data-bbox="1888 970 1953 1007">B-2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1011 1574 1048">ボックスカルバート</td> <td data-bbox="1574 1011 1637 1048">Z</td> <td data-bbox="1637 1011 1888 1048">馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）</td> <td data-bbox="1888 1011 1953 1048">X-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1053 1574 1090">下水道推進工法用硬質塩化ビニル管</td> <td data-bbox="1574 1053 1637 1090">K-6</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	附則-17 管路再構築情報明示板仕様		表-1 管きよの材料及び記号				材 料 名	記 号	材 料 名	記 号			下水道用陶管	R-2	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K-5			下水道用陶製卵形管	R-1	下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管	K-4			下水道用推進工法用陶管	R-3	下水道用強化プラスチック複合管	K-2			下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	A-2	シールド工用コンクリートセグメント	A-4			下水道用鉄筋コンクリート管	A-1	シールド工用鋼製セグメント	A-3			下水道用鉄筋コンクリート卵形管	A-6	下水道用硬質塩化ビニル管	K-1			下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A-5	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	K-3			更生管（製管工法）	B-1	更生管（反転・形成工法）	B-2			ボックスカルバート	Z	馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）	X-1			下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	K-6					下水道推進工法用硬質塩化ビニル管の追加
附則-17 管路再構築情報明示板仕様		表-1 管きよの材料及び記号																																																																																																																																											
材 料 名	記 号	材 料 名	記 号																																																																																																																																										
下水道用陶管	R-2	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K-5																																																																																																																																										
下水道用陶製卵形管	R-1	下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管	K-4																																																																																																																																										
下水道用推進工法用陶管	R-3	下水道用強化プラスチック複合管	K-2																																																																																																																																										
下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	A-2	シールド工用コンクリートセグメント	A-4																																																																																																																																										
下水道用鉄筋コンクリート管	A-1	シールド工用鋼製セグメント	A-3																																																																																																																																										
下水道用鉄筋コンクリート卵形管	A-6	下水道用硬質塩化ビニル管	K-1																																																																																																																																										
下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A-5	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	K-3																																																																																																																																										
更生管（製管工法）	B-1	更生管（反転・形成工法）	B-2																																																																																																																																										
ボックスカルバート	Z	馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）	X-1																																																																																																																																										
附則-17 管路再構築情報明示板仕様		表-1 管きよの材料及び記号																																																																																																																																											
材 料 名	記 号	材 料 名	記 号																																																																																																																																										
下水道用陶管	R-2	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K-5																																																																																																																																										
下水道用陶製卵形管	R-1	下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管	K-4																																																																																																																																										
下水道用推進工法用陶管	R-3	下水道用強化プラスチック複合管	K-2																																																																																																																																										
下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	A-2	シールド工用コンクリートセグメント	A-4																																																																																																																																										
下水道用鉄筋コンクリート管	A-1	シールド工用鋼製セグメント	A-3																																																																																																																																										
下水道用鉄筋コンクリート卵形管	A-6	下水道用硬質塩化ビニル管	K-1																																																																																																																																										
下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A-5	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	K-3																																																																																																																																										
更生管（製管工法）	B-1	更生管（反転・形成工法）	B-2																																																																																																																																										
ボックスカルバート	Z	馬蹄きよ等特殊断面（特殊材料）	X-1																																																																																																																																										
下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	K-6																																																																																																																																												

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和 5 年 4 月 1 日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考
設計委託標準仕様書（管路用） （令和 4 年 4 月） p.14	<b>1. 25</b> <b>個人情報の取扱い</b>	<b>1 基本事項</b> 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害すること ないよう、 <a href="#">東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）</a> 及び <a href="#">東京都個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 3 年東京都規則第 21 号）</a> に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。	<b>1. 25</b> <b>個人情報の取扱い</b>	<b>1 基本事項</b> 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害すること ないよう、 <a href="#">個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</a> に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。	東京都個人情報の保護に関する条例廃止に伴う対応
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） （令和 4 年 4 月） p.11	<b>1. 23</b> <b>個人情報の取扱い</b>	<b>1 基本事項</b> 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害すること ないよう、 <a href="#">東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）</a> 及び <a href="#">同施行</a> に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。	<b>1. 23</b> <b>個人情報の取扱い</b>	<b>1 基本事項</b> 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害すること ないよう、 <a href="#">個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</a> に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止 その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。	東京都個人情報の保護に関する条例廃止に伴う対応